

# 第5章 若者の社会的自立

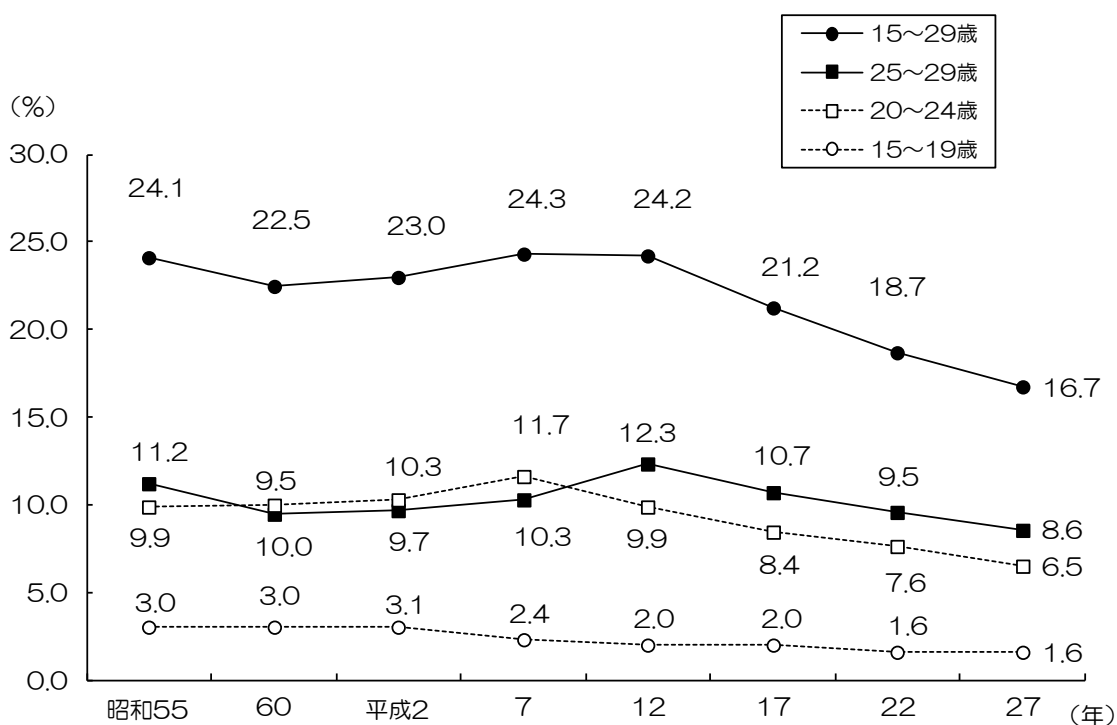
## 第1節 若者の労働

### 1. 労働力人口

平成22年の滋賀県の若者人口（15～29歳）は、233,775人で、このうち労働力人口は132,825人（56.8%）となっており、その内訳は、15～19歳が11,324人、20～24歳が53,839人、25～29歳が67,662人となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口（15～29歳）の割合は、昭和55年から平成12年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。平成22年の割合は18.7%で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が1.6%、20～24歳が7.6%、25～29歳が9.5%となっています。

第5-1-1図 総労働力人口に占める若者労働力人口の割合の推移



（資料）総務省統計局「国勢調査」より

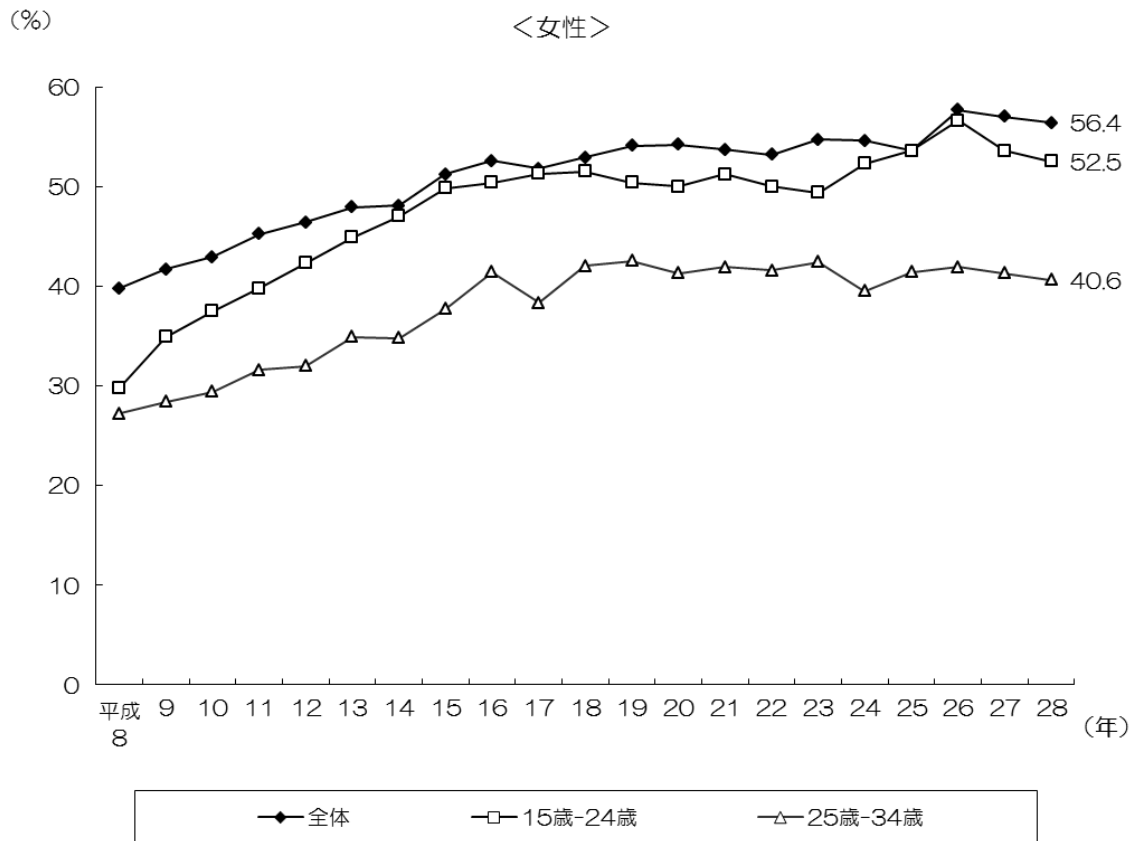
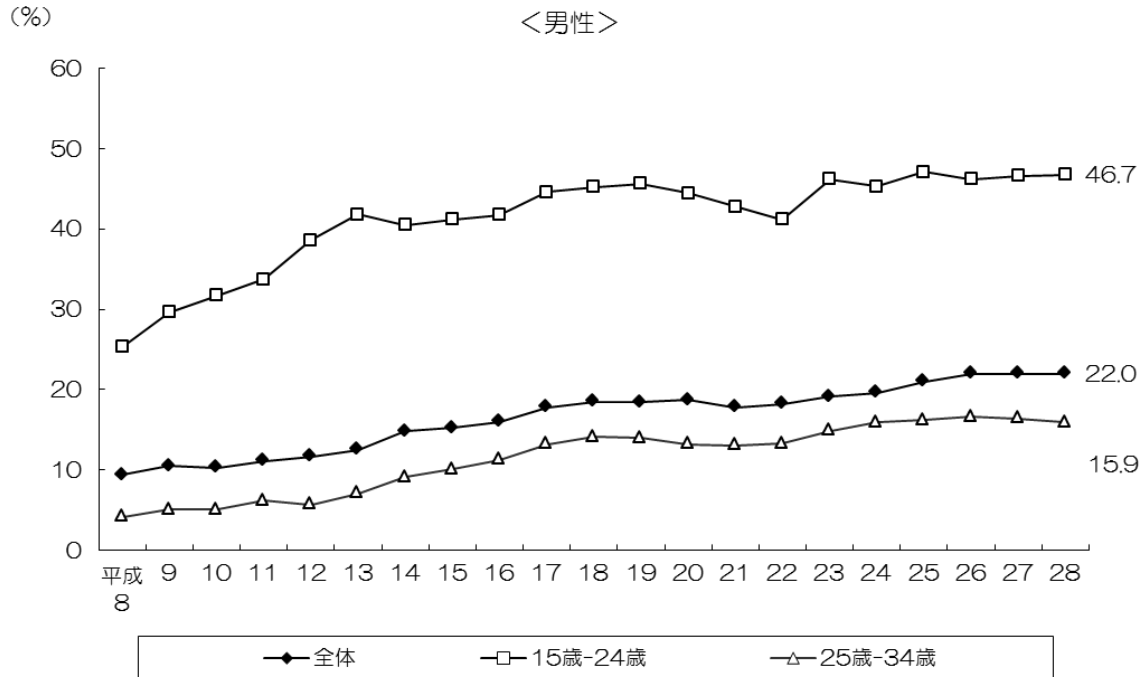
### 2. 雇用形態の状況（非正規雇用者比率の推移）

全国ベースで平成8年と平成28年の男性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、9.4%から22.0%、25.3%から46.7%、4.2%から15.9%と大きく増加していますが、近年は横ばいとなっています。

同じく、平成8年と平成28年の女性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から

24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、39.8%から56.4%、29.8%から52.5%、27.2%から40.6%へと増加していますが、こちらも同じく近年は横ばいとなっています。

第5-1-2図 非正規雇用者の比率の推移（全国）



(資料) 総務省統計局「労働力調査」より

### 3. 産業別就業状況

平成 22 年の本県における 15 歳以上就業者のうち、第 1 次産業（農業、林業、漁業）に就業する者が 2.8%、第 2 次産業（鉱業、建設業、製造業）に就業する者が 32.7%、第 3 次産業（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務）に就業する者が 59.4%となっています。

15 歳以上就業者数を昭和 50 年以降の年次別推移で見ると、第 1 次産業は就業者数が大きく減少してきていますが、逆に第 3 次産業は就業者数が増加傾向にあります。平成 22 年には第 2・3 次産業の就業者が 90%以上を占めるに至っています。

若者の就業者（15～29 歳）についてみると、平成 22 年には、第 1 次産業が 0.6%、第 2 次産業が 31.3%、第 3 次産業が 61.8%となっています。

若者の就業者数の 15 歳以上就業者総数に占める構成比は減少傾向にあり、昭和 50 年には 28.6%を占めていたのが、平成 22 年には 18.2%となっています。

さらに、当該就業者数を産業別にみた場合、昭和 50 年以降、第 1・2 次産業の就業者数は減少傾向を示しています。第 3 次産業の就業者数は、平成 17 年までは増加傾向を示していますが、平成 22 年では減少しています。

第5-1-3表 就業者数の割合の推移（15～29歳）

| 産業            | 年次      |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
|               | 昭和50年   | 昭和55年   | 昭和60年   | 平成2年    | 平成7年    | 平成12年   | 平成17年   | 平成22年   | 平成27年   |  |
| 全産業           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 15歳以上就業者総数(人) | 488,620 | 520,211 | 555,535 | 600,978 | 654,947 | 669,487 | 680,478 | 673,612 | 677,976 |  |
| 15～29歳就業者数(人) | 139,961 | 124,652 | 123,817 | 136,459 | 155,853 | 158,547 | 139,149 | 122,932 | 111,130 |  |
| 15～29歳就業者率(%) | 28.6    | 24.0    | 22.3    | 22.7    | 23.8    | 23.7    | 20.4    | 18.2    | 16.4    |  |
| 第1次産業         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 15歳以上就業者数(人)  | 87,787  | 60,961  | 46,399  | 34,527  | 33,047  | 23,518  | 25,145  | 18,548  | 17,935  |  |
| 15歳以上就業者率(%)  | 18.0    | 11.7    | 8.4     | 5.7     | 5.0     | 3.5     | 3.7     | 2.8     | 2.7     |  |
| 15～29歳就業者数(人) | 4,266   | 2,031   | 1,199   | 735     | 663     | 769     | 751     | 677     | 791     |  |
| 15～29歳就業者率(%) | 3.0     | 1.6     | 1.0     | 0.5     | 0.4     | 0.5     | 0.5     | 0.6     | 0.7     |  |
| 第2次産業         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 15歳以上就業者数(人)  | 189,144 | 208,216 | 229,897 | 255,076 | 267,257 | 259,531 | 234,322 | 220,587 | 220,904 |  |
| 15歳以上就業者率(%)  | 38.7    | 40.0    | 41.4    | 42.4    | 40.8    | 38.8    | 34.4    | 32.7    | 33.8    |  |
| 15～29歳就業者数(人) | 67,161  | 51,950  | 51,919  | 59,978  | 66,971  | 62,058  | 45,269  | 38,445  | 34,041  |  |
| 15～29歳就業者率(%) | 48.0    | 41.7    | 41.9    | 44.0    | 43.0    | 39.1    | 32.5    | 31.3    | 30.6    |  |
| 第3次産業         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 15歳以上就業者数(人)  | 210,549 | 250,556 | 278,104 | 309,539 | 352,168 | 378,477 | 411,386 | 400,229 | 414,488 |  |
| 15歳以上就業者率(%)  | 43.1    | 48.2    | 50.1    | 51.5    | 53.8    | 56.5    | 60.5    | 59.4    | 63.4    |  |
| 15～29歳就業者数(人) | 68,176  | 70,582  | 70,428  | 75,095  | 87,438  | 92,719  | 90,451  | 76,015  | 70,910  |  |
| 15～29歳就業者率(%) | 48.7    | 56.6    | 56.9    | 55.0    | 56.1    | 58.5    | 65.0    | 61.8    | 63.8    |  |
| 分類不能          |         |         |         |         |         |         |         |         |         |  |
| 15歳以上就業者数(人)  | 1,140   | 478     | 1,135   | 1,836   | 2,475   | 7,961   | 9,625   | 34,248  | 24,649  |  |
| 15～29歳就業者数(人) | 358     | 89      | 271     | 651     | 781     | 3,001   | 2,678   | 7,795   | 5,388   |  |

(資料) 総務省統計局「国勢調査」より

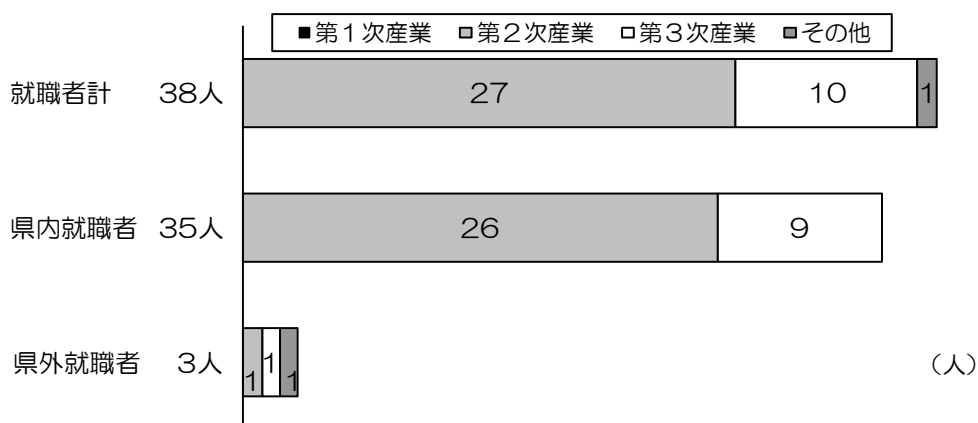
## 第2節 就職・離職等の状況

### 1. 新規学卒者の就職状況

#### (1) 中学校

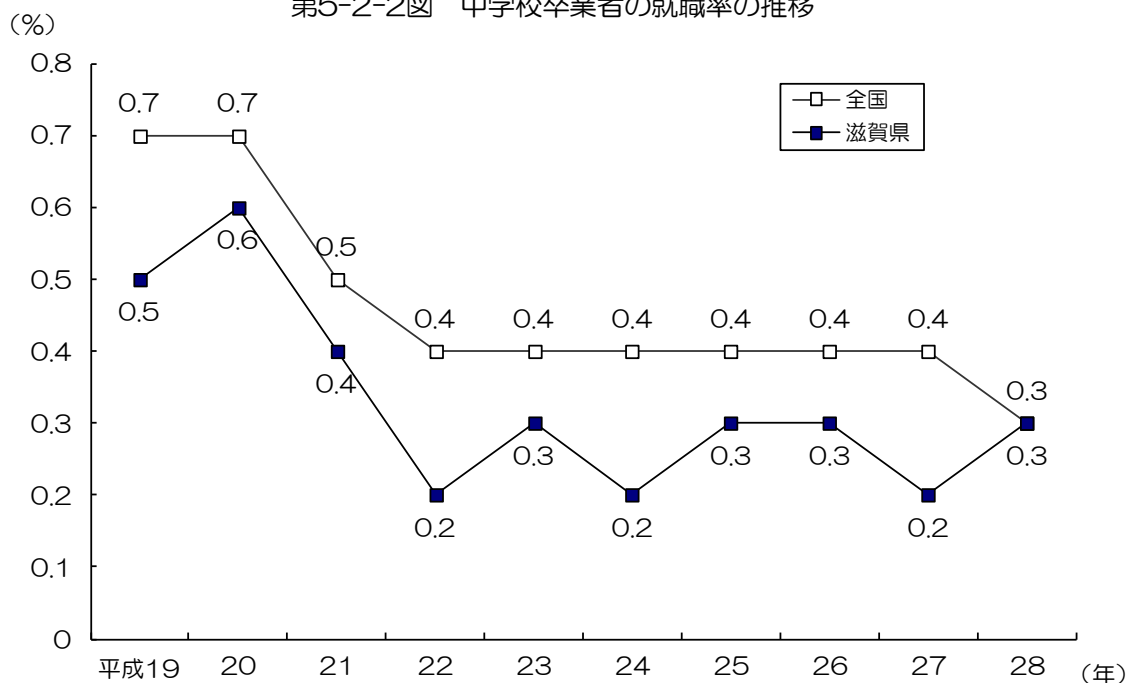
平成28年3月の中学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は37人（男子26人、女子11人）で、進学就職者（高等学校等に進学しながら就職している者）は1人（男子1人）でした。就職者総数は38人（男子27人、女子11人）となり、卒業者に占める就職者の割合は0.3%で、前年度より0.1ポイント上昇しました。これらを産業別にみると第1次産業0人（0.0%）、第2次産業27人（71.1%）、第3次産業10人（26.3%）、その他1人（2.6%）となっています。

第5-2-1図 産業別就職者数（中学校）



（資料）滋賀県県民生活部統計課「平成28年度学校基本調査」より

第5-2-2図 中学校卒業者の就職率の推移

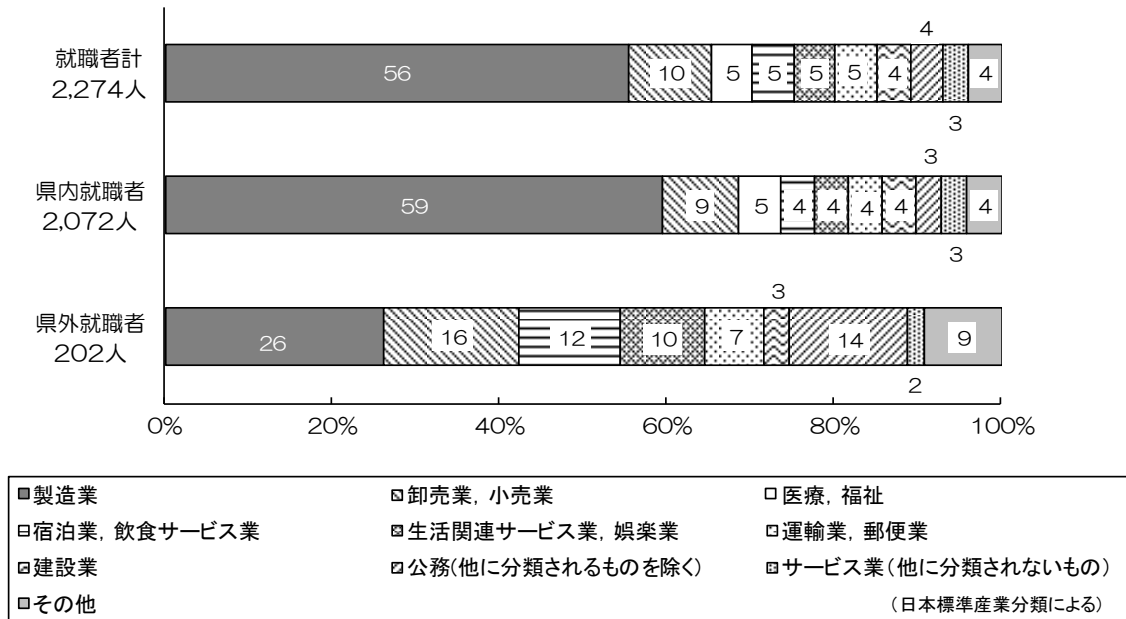


（資料）滋賀県県民生活部統計課「学校基本調査」より

(2) 高等学校

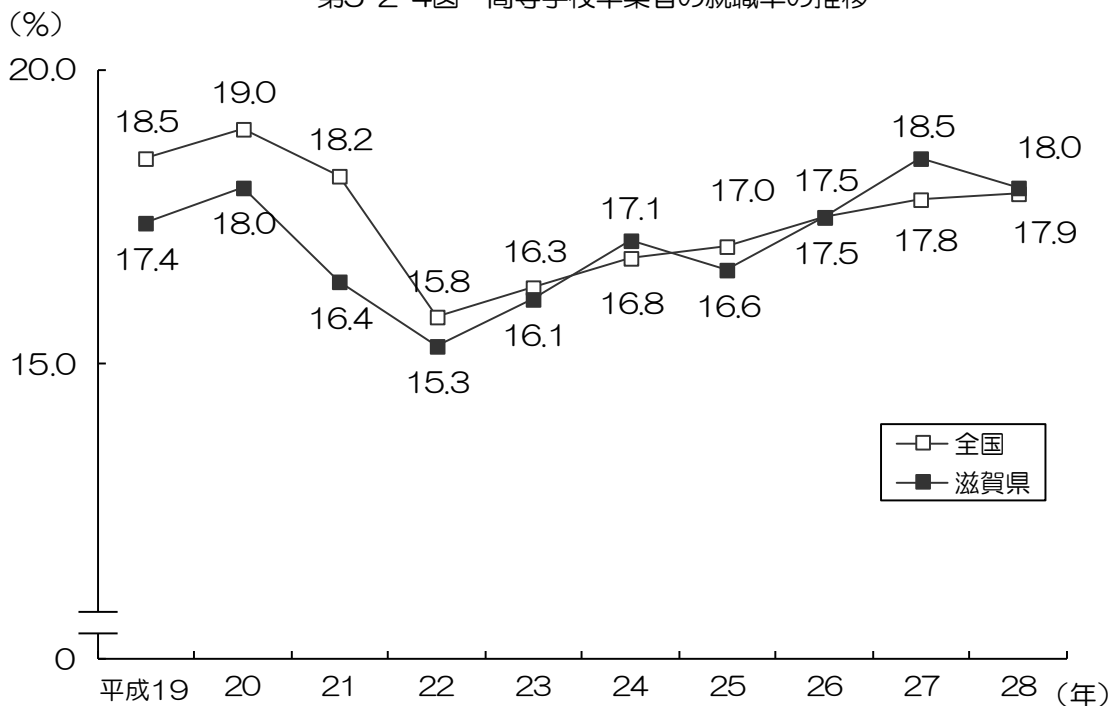
平成28年3月の高等学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は2,272人（男子1,357人、女子915人）で、進学就職者（大学等へ進学しながら就職している者）は2人（男子2人）でした。就職者総数は2,274人（男子1,359人、女子915人）となり、卒業者に占める就職者の割合は18.0%で、前年度より0.5ポイント低下しました。産業別の就職者数は、下図のとおりとなっています。

第5-2-3図 産業別就職者数（高等学校）



(資料) 滋賀県県民生活部統計課「平成28年度学校基本調査」より

第5-2-4図 高等学校卒業者の就職率の推移



(資料) 滋賀県県民生活部統計課「学校基本調査」より

## 2. 離職状況

中学校および高等学校、大学卒業者の離職状況をみると、新規学卒者のうち就職後1年間の離職率は、平成27年3月卒業者の場合、中学校卒業者では41.5%、高等学校卒業者では18.1%、大学卒業者では11.8%となっています。

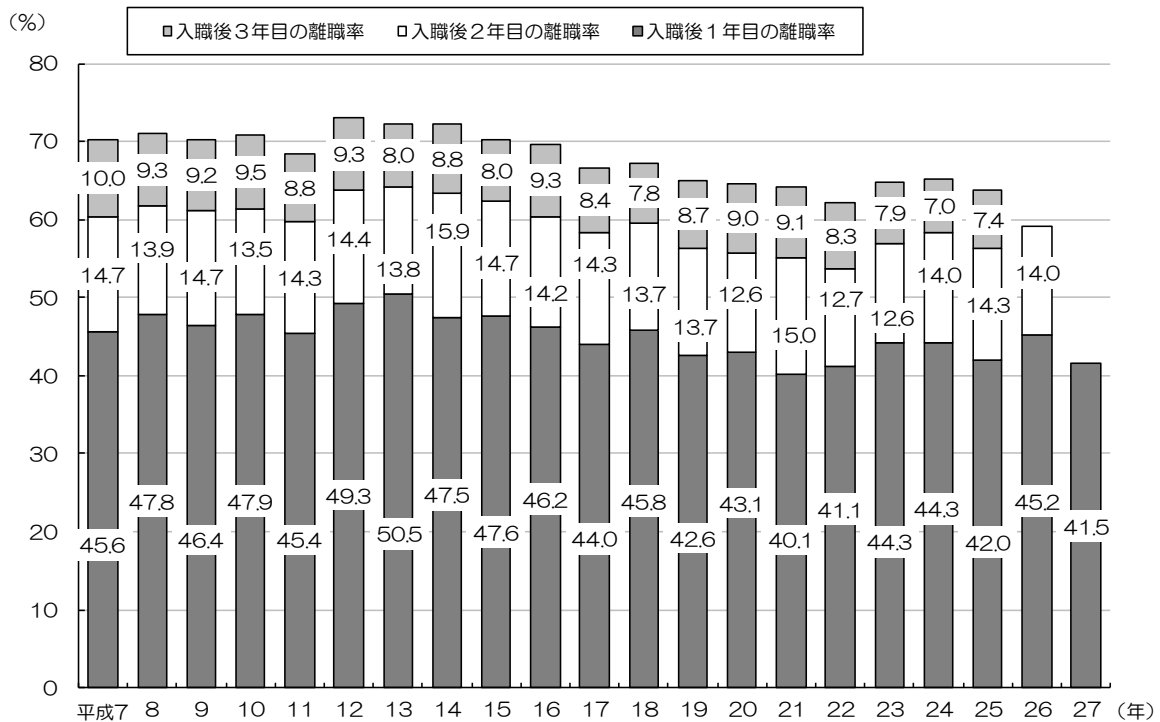
また、平成25年3月卒業者の就職後3年間の動きをみると、中学校卒業者の離職率は1年目42.0%、2年目14.3%、3年目7.4%（累計63.7%）となっています。

高等学校卒業者の離職率は、1年目20.1%、2年目11.8%、3年目9.1%（累計41%）となっています。

大学卒業者の離職率は、1年目12.8%、2年目10.0%、3年目9.1%（累計31.9%）となっています。

中学校卒業者、高等学校、大学卒業者のいずれも就職後1年目に離職する率が高く、また、就職後3年間で離職する者の割合は、概ね中学校卒業者で6割、高等学校卒業者で4割、大学卒業者で3割となっています。

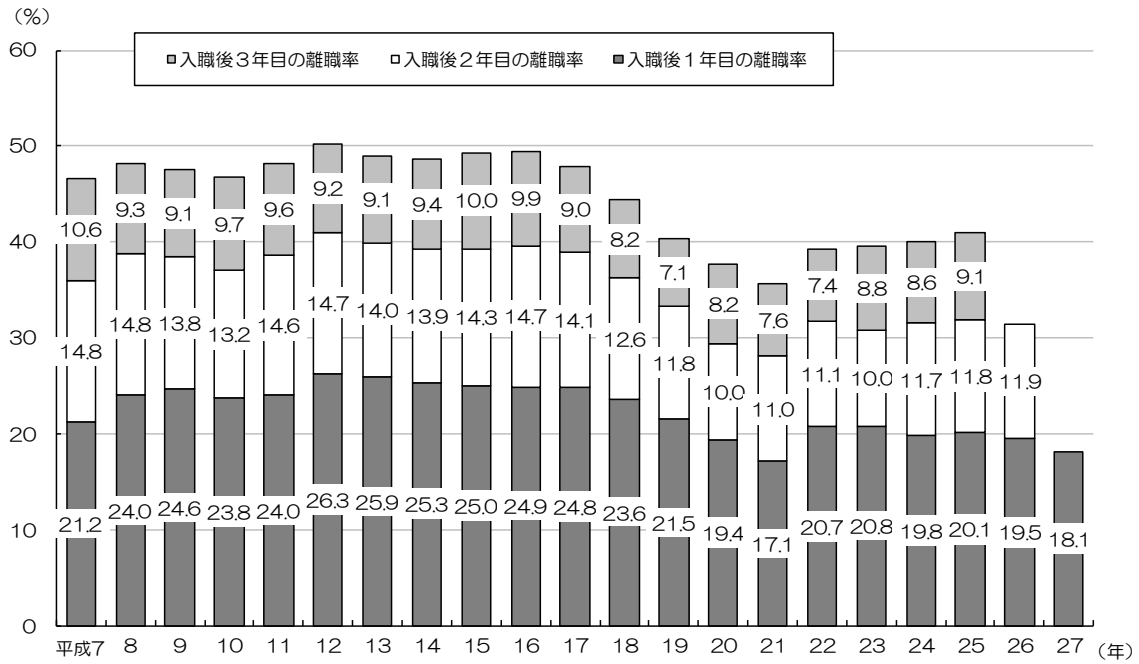
第5-2-5図 中学校卒業者の離職状況（全国）



(備考)各年3月卒

(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

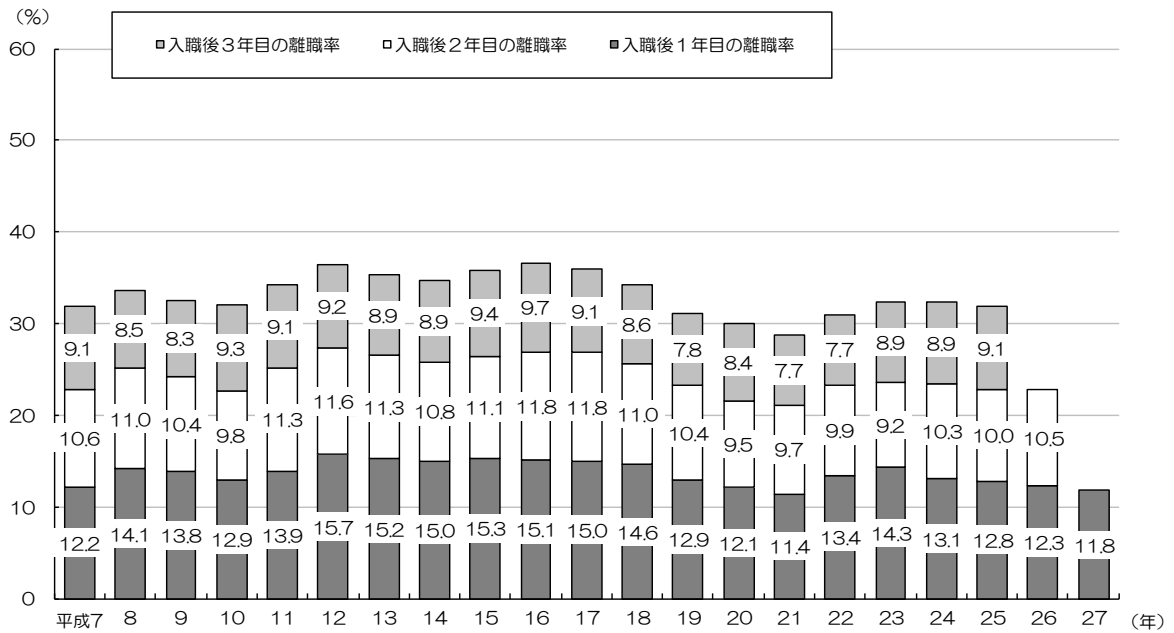
第5-2-6図 高等学校卒業者の離職状況（全国）



(備考)各年3月卒

(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

第5-2-7図 大学卒業者の離職状況（全国）



(備考)各年3月卒

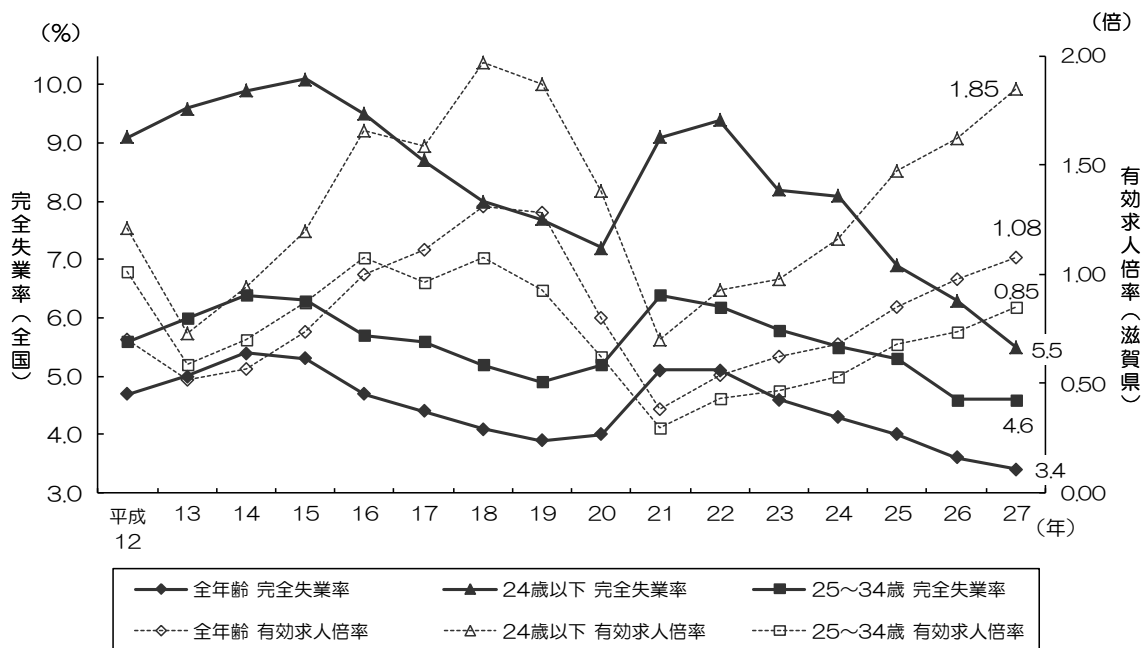
(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

### 3. 失業状況

全国の完全失業率は、平成 20(2008)年に世界経済の減速により上昇に転じましたが、平成 27(2015)年は 3.4%と、前年比 0.2 ポイント減少しました。滋賀県の有効求人倍率（原数値）についても、平成 20(2008)年度は 1.00 倍を下回り、平成 21(2009)年度には 0.38 倍まで悪化しましたが、平成 27(2015)年度は 1.08 倍と 8 年ぶりに 1.0 倍を超え、近年は緩やかに改善しています。

若年者についてみると、24 歳以下の有効求人倍率は全年齢平均よりも高く推移しているにもかかわらず、完全失業率は高くなっており、若年者の雇用のミスマッチが生じています。

第5-2-8図 有効求人倍率（滋賀県）および完全失業率（全国）推移



(備考) 有効求人倍率の年度値は、全年齢は月平均、年齢別は10月の数値

(資料) 滋賀労働局職業安定部「職業安定業務月報」、総務省統計局「労働力調査」より



### 第3節 労働条件

#### 1. 賃金

##### (1) 所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

「平成27年賃金構造基本統計調査」により、県内の男女別の給与額は、下表のとおりとなっています。

第5-3-1表 県内男女別・産業別所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

単位(千円)

|       |   | 産業計    |              | 建設業    |              | 製造業    |              | 卸売業、小売業 |              | 金融業、保険業 |              | サービス業  |              |
|-------|---|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|--------|--------------|
|       |   | 所定内給与額 | 年間賞与その他特別給与額 | 所定内給与額 | 年間賞与その他特別給与額 | 所定内給与額 | 年間賞与その他特別給与額 | 所定内給与額  | 年間賞与その他特別給与額 | 所定内給与額  | 年間賞与その他特別給与額 | 所定内給与額 | 年間賞与その他特別給与額 |
| 平成23年 | 男 | 324.1  | 905.8        | 368.1  | 463.0        | 326.7  | 1,034.4      | 321.4   | 955.2        | 402.5   | 1,695.8      | 237.0  | 292.2        |
|       | 女 | 234.8  | 583.3        | 261.6  | 284.3        | 217.6  | 625.6        | 206.1   | 556.3        | 273.4   | 873.0        | 186.6  | 141.0        |
| 平成24年 | 男 | 320.8  | 1,039.2      | 342.5  | 792.5        | 327.9  | 1,185.7      | 311.7   | 837.6        | 408.5   | 1,710.4      | 246.7  | 413.1        |
|       | 女 | 229.8  | 579.1        | 211.8  | 604.1        | 216.6  | 630.5        | 199.7   | 364.3        | 286.6   | 987.2        | 187.2  | 253.3        |
| 平成25年 | 男 | 324.4  | 1,040.5      | 338.4  | 892.2        | 327.1  | 1,171.4      | 307.8   | 819.8        | 426.0   | 1,772.7      | 267.2  | 557.4        |
|       | 女 | 229.2  | 601.8        | 205.8  | 505.1        | 219.1  | 633.0        | 211.1   | 457.5        | 251.2   | 783.5        | 211.5  | 548.0        |
| 平成26年 | 男 | 319.5  | 955.6        | 330.6  | 752.5        | 323.9  | 1,056.5      | 315.8   | 835.5        | 417.1   | 2,044.9      | 256.3  | 510.4        |
|       | 女 | 227.2  | 545.9        | 230.2  | 480.6        | 214.0  | 539.5        | 217.4   | 374.5        | 272.9   | 983.6        | 198.4  | 285.8        |
| 平成27年 | 男 | 316.1  | 918.7        | 335.2  | 512.0        | 313.7  | 1,005.6      | 320.6   | 986.6        | 420.2   | 2,100.7      | 324.8  | 1,217.3      |
|       | 女 | 233.6  | 559.6        | 221.1  | 435.5        | 221.0  | 553.1        | 206.2   | 428.5        | 271.7   | 983.4        | 244.4  | 731.8        |

(資料) 厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」より

注1) 所定内給与額とは、決まって支出する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

注2) サービス業は、サービス業全体平均が算出されていないため、ここでは「サービス業(他に分類されないもの)」を示した。

##### (2) 初任給

「平成27年賃金構造基本統計調査」により、学歴別・男女別の初任給は、下表のとおりとなっています。

第5-3-2表 県内男女別・学歴別初任給

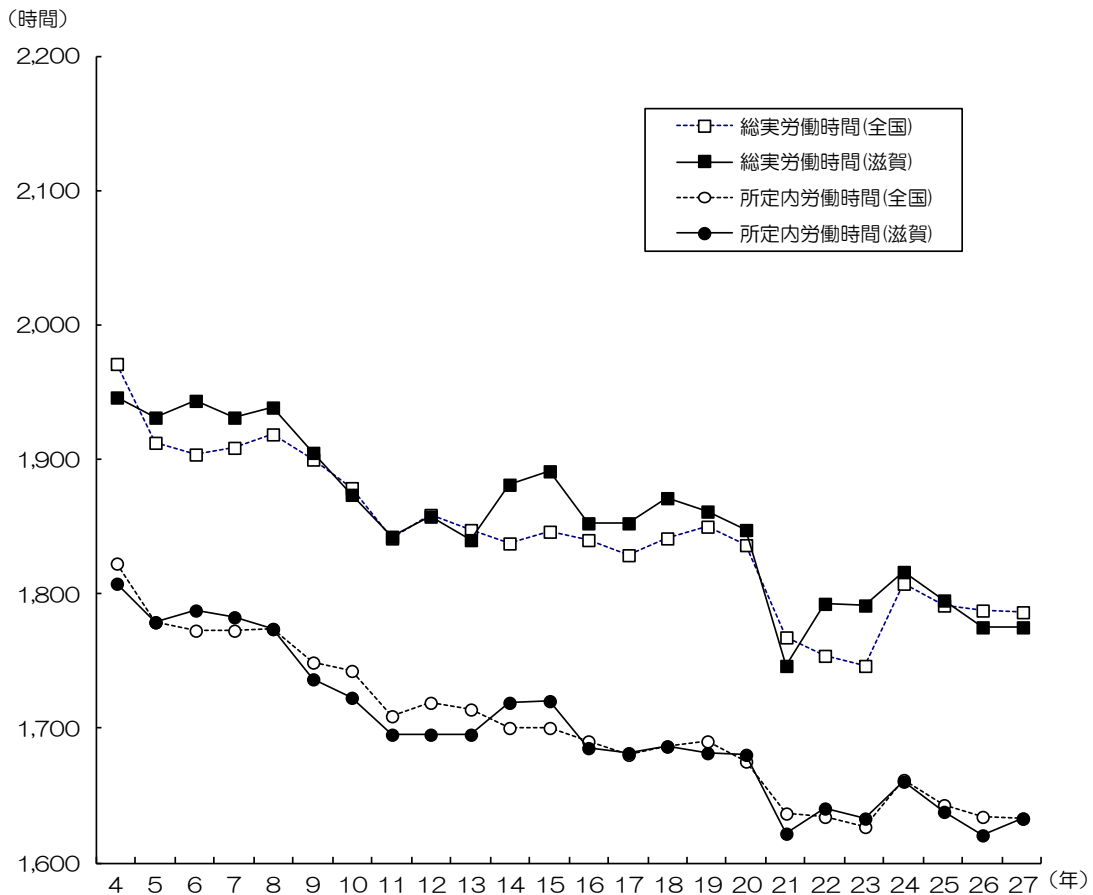
|       |   | 大卒       |            | 高専・短大卒   |            | 高卒       |            |
|-------|---|----------|------------|----------|------------|----------|------------|
|       |   | 初任給額(千円) | 格差(東京=100) | 初任給額(千円) | 格差(東京=100) | 初任給額(千円) | 格差(東京=100) |
| 平成23年 | 男 | 200.5    | 89         | 179.0    | 92         | 162.6    | 99         |
|       | 女 | 192.7    | 88         | 166.0    | 86         | 162.4    | 102        |
| 平成24年 | 男 | 201.4    | 96         | 178.1    | 98         | 162.8    | 99         |
|       | 女 | 197.1    | 96         | 170.6    | 97         | 155.6    | 94         |
| 平成25年 | 男 | 191.7    | 91         | 170.1    | 94         | 161      | 97         |
|       | 女 | 188.1    | 92         | 171.7    | 94         | 156.5    | 96         |
| 平成26年 | 男 | 197.1    | 92         | 174.7    | 94         | 162.7    | 97         |
|       | 女 | 186      | 89         | 177.0    | 96         | 157.4    | 93         |
| 平成27年 | 男 | 197.1    | 93         | 173.7    | 94         | 162.9    | 89.8       |
|       | 女 | 191.9    | 92.8       | 172.2    | 93         | 155.5    | 91.2       |

(資料) 厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」より

## 2. 労働時間

平成27年における県内の勤労者の労働時間の状況を「毎月勤労統計調査」で見ると、全産業平均の年間総実労働時間は1,776時間となりました。

第5-3-3図 年間労働時間の推移（全国・滋賀県）



(備考) 事業所規模30人以上

(資料) 厚生労働省、県総合政策部統計課「毎月勤労統計調査」より

## 第4節 ニート

### 1. ニートの定義

「ニート(N E E T)」とは、1999年にイギリス内閣府が作成した調査報告“Bridging The Gap”により、認知されるようになったもので、「Not in Education, Employment or Training」の各頭文字をとり、「学校にも行かず、働いてもないし、職業訓練にも参加していない若者」のこととされています。

日本では、厚生労働省が、15歳から34歳までの非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています(すなわち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口となる)。

若年労働力に職業能力が蓄積されず、社会全体の競争力・生産性が低下する要因ともなることから、ニート対策は、若年者就労支援の課題の一つとなっています。

### 2. ニートの状況

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

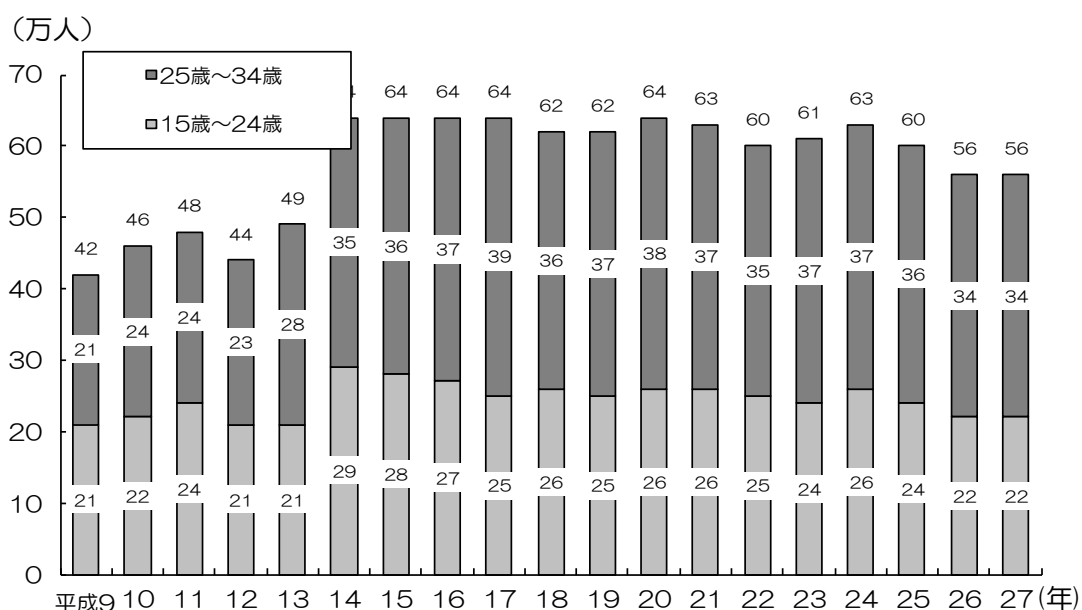
#### (1) 全国のニートの状況

平成27年 56万人(総務省統計局「労働力調査」より)

#### (2) 滋賀県のニートの状況

平成24年 約5,500人(総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」より)

第5-4-1図 ニート数の推移(全国)



(資料) 総務省統計局「労働力調査」より  
(四捨五入の関係から合計と内訳が必ずしも一致しない)